

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員給与規程

平成22年11月11日制定

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会職員就業規則(以下「就業規則」という。)

第30条に規定する職員の給与については、この規程の定めるところによる。

2 職員の給与は、この規程に定めるもののほか、一般職の国家公務員の例によるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、都市手当、役職手当、職能手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日給、深夜手当及び特別手当(期末手当、勤勉手当)とする。

(基本給)

第3条 基本給は、相当等級の国家公務員に支給される額を基礎として別に定める公益社団法人日本口腔インプラント学会職員給与規程運用方針(以下「規程運用方針」という。)により、理事長が定めた額とする。

2 前項の規定に関わらず、事務局長及び事務局次長については、年俸制とし、別に定める規程運用方針により、理事長が定める額とする。

(初任給)

第3条の2 新たに採用する者の最初の基本給(初任給)については、別に定める規程運用方針により、理事長が定める額とする。

(給与の支給方法及び支給定日)

第4条 基本給、都市手当、役職手当、職能手当、扶養手当、住居手当は、月の1日から末日迄の期間につき、その月の25日を支給定日(通勤手当は、別に定める規程運用方針による)として、その月の全額を支給(時間外手当、休日給及び深夜手当については、その月の分を次の月の支給定日に支給)する。ただし、支給定日が就業規則第19条に規定する休日の場合は、順次前日に繰り上げる。

2 特別手当は、原則として6月30日及び12月20日とし、それぞれの月の1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対し支給する。なお、これらの基準日前一月以内に死亡した職員についても同様とする。また、前項ただし書きと同様とする。

3 役職手当及び扶養手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日が月の25日以後である場合には、翌月の支給日に支給する。

4 新規採用者又は復職者の発令が月の途中である場合の当該月の基本給、都市手当、役職手当及び職能手当は、日割計算をもって支給する。

5 職員が月の途中で退職した場合の当該月の基本給、都市手当、役職手当及び職能手当は、日割計算をもって支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

6 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額、及び過払い

賃金がある場合にはその金額を控除した残額を、直接職員に支給する。

7 前項の給与は、職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

(給与の非常時払い)

第4条の2 職員が当該職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条第1項に規定する給与の支給定日前であっても、請求の日までの基本給、都市手当、役職手当及び職能手当を日割り計算により支給する。

2 職員が、前項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの時間外手当、休日給及び深夜手当を支給する。

(都市手当)

第4条の3 都市手当の月額は、別に定める規程運用方針による。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者

(2) 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子

(3) 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(4) 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

(5) 満65歳以上の父母及び祖父母

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、別に定める規程運用方針による。

4 扶養手当の支給を受けようとする職員は、所定の扶養手当支給申請書に証拠書類を添えて事務局長に提出し、当該扶養親族についてその確認を受けなければならない。

5 職員に扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じた場合は、所定の申告書を事務局長に提出しなければならない。

6 新たに職員となった者に扶養親族がある場合には、その者が職員となった日から、扶養手当を支給する。また、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日から、それぞれの支給を開始し、又はその支給額を改定する。

7 職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日から、扶養手当の支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(住居手当)

第6条 住居手当は、借家・借間に居住する職員に対し、別に定める規程運用方針による。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合(利用距離1キ

ロメートル以上の場合に限る。)に月額55,000円(3か月定期の場合はその額を3で除した額、6か月定期の場合はその額を6で除した額)を限度に支給する。

2 月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割計算により支給する。また、月の途中での順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

3 前2項に定めるもののほか通勤手当の支給に関して必要な事項は、別に定める規程運用方針による。

(時間外手当・休日給・深夜手当)

第8条 時間外手当は、正規の実働時間を超えて勤務を命ぜられた職員に対し、勤務時間1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じた額を支給する。

2 休日給は、就業規則第19条に規定する休日に勤務を命じられた職員に対し、勤務時間1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額を支給する。

ただし、前2項の時間外勤務が、午後10時から翌日午前5時までの間である場合においては、夜勤手当として勤務時間1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を支給する。

3 就業規則第18条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の就業時間を超えてした勤務の時間(同第19条に規定する休日において、業務上の必要により勤務することを命ぜられ勤務した時間を含む。)が1ヶ月(毎月1日を起算日とする。)について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項に関わらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 勤務時間1時間当たりの給与額は、基本給及びこれに対する都市手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間の勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額(1円未満は四捨五入)とする。

(役職手当)

第10条 役職手当は、部長、課長の職にある職員に対し、別に定める規程運用方針による額を支給する。

(職能手当)

第11条 職能手当は、主任手当を支給するものとし、別に定める規程運用方針による額を支給する。

(給与の減額)

第12条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給する。

(休職・休業者の給与)

第13条 職員の欠勤期間及び休職・休業期間については、原則として給与を支給しない。

ただし、欠勤、休職等の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合は、最長6か月の範囲内において本俸の一部を支給することができる。

(昇給・昇格)

第14条 職員が、現俸給を受けるに至ったときから12か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内での昇給・昇格させることができる。

2 前項に定めるほか昇格・昇格基準は、別に定める規程運用方針による。

(再雇用)

第15条 就業規則第31条第2項及び公益社団法人日本口腔インプラント学会再雇用の手続に関する規程第9条にもとづき、再雇用した場合の給与は、別に定める規程運用方針によるものとする。

(健康診断補助金)

第16条 就業規則第37条にもとづき、職員が定期健康診断(人間ドックについては、職員の被扶養者である配偶者を含む)を受診した場合、本人の申請によりその基本受診科目に要した費用の全部又は一部を補助する。

(細則)

第17条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(補則)

第18条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記に日から施行する。
2. この規程は平成28年3月13日に一部改正し、平成28年4月1日から施行する。
3. この規程は令和4年3月27日に一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

### 参 考

旧社団法人規程	平成17年8月15日制定及び施行
	平成18年9月15日一部改正、平成18年9月1日施行
	平成20年3月30日一部改正、平成20年4月1日施行
	平成22年3月14日一部改正、平成22年4月1日施行
	平成22年6月 6日一部改正、平成22年6月1日施行